

監査告示第18号

令和4年11月25日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	志摩	れい子
同	大森	忍

令和4年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

市民局	市民文化部	地域づくり推進課	文化振興課	市民課	国民健康保険課
環境局	資源循環部	北部清掃工場	南部清掃工場		
こども未来局		こども政策課	こども福祉課	こども家庭支援センター	
		結婚相談所			
建設局	都市計画部	区画整理課	吉野区画整理課	谷山都市整備課	
会計管理室					
消防局		警防課	救急課	情報管理課	予防課
市立病院		総務課	経営管理課	医事情報課	
交通局		総務課	経営課	バス事業課	
船舶局		総務課	営業課	船舶運航課	安全運航推進室

(2) 対象範囲

原則として令和4年4月1日から令和4年7月31日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和3年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の運用状況について（各課で行っている予定価格が50万円以下の施設修繕及び業務委託）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票等の提出を求め、内部統制の運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

## (2) 実施日程

令和4年9月6日から同年11月25日まで

## 7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認められたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、各課で行っている予定価格が50万円以下の施設修繕及び業務委託に係る内部統制の運用状況は、おおむね適切であったが、一部内部統制の運用上課題のある事例があった。

各局部の監査結果は次のとおりであった。

### (1) 市民局 市民文化部

指摘事項なし

### (2) 環境局 資源循環部

指摘事項なし

### (3) こども未来局

指摘事項なし

### (4) 建設局 都市計画部

指摘事項なし

### (5) 会計管理室

指摘事項なし

### (6) 消防局

指摘事項なし

### (7) 市立病院

#### [指摘事項]

- ・ 建物修繕において、合理的な理由もなく分割発注しており、また、当該案件については実績報告書等が提出されておらず、履行が客観的に確認できなかった。(総務課)
- ・ 貸借対照表に固定資産として計上されているパソコンのうち、2台の所在が不明となっている。(総務課)

#### [意見]

- ・ 随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外であり、随意契約によることができるのは地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に掲げる要件に該当する場合に限られている。したがって、随意契約をしようとする場合は、個々具体的にどの要件に該当するかを確認する必要がある。上記の指摘事項にあ

るように、本来は1件の契約を故意に細分化すること等ないように法令に則ることはもとより、少額随意契約に係る手続を定めるなど内部統制の整備及び運用に取り組み、適正な事務処理を図られたい。(総務課)

(8) 交通局

指摘事項なし

(9) 船舶局

指摘事項なし

(10) 教育委員会 管理部

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は、次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの